

## 平成20年度「農林業由来のバイオ燃料用資源調査」委託先募集要項

### 1 調査の目的

バイオエタノールは、カーボンニュートラルな燃料として、地球温暖化防止の効果が期待されています。本業務では、バイオエタノール原料として可能性のある農林業由来の未利用バイオマスを本県の中山間・畑・水田地域ごとに調査します。また、未利用バイオマスから試験的にエタノールを製造し、本県におけるバイオエタノールの導入可能性を検討します。

### 2 調査の内容

別紙1「農林業由来のバイオ燃料用資源調査業務仕様書」のとおりとします。

### 3 応募資格

単一の法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とします。

本委託業務におけるコンソーシアムとは、県と委託契約を結ぶ法人（以下「代表団体」）及び代表団体と本業務に係る契約等（ただし、印刷発注等の軽微な契約等は含まない。）を結ぶ者（以下「参加団体」という。）を一体として指すこととします。

- (1) 代表団体はバイオエタノールの製造実績又は公的機関のバイオマス利活用調査に関する受託実績を有していること。
- (2) 代表団体及び参加団体は次に掲げるすべてを満たすものとする。
  - ア 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある法人又は宗教活動若しくは政治活動を目的とした法人でないこと。
  - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
  - ウ 愛知県から業務等に関して指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
  - エ 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく会社更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

### 4 応募方法

- (1) 募集期間  
平成20年8月20日（水）から平成20年9月10日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 提出資料  
企画提案書（様式1） 1部  
製造実績及び受託実績に関する報告書 各1部
- (3) 提出方法  
持参又は郵送（書留）
- (4) 提出先  
〒460-8501（郵送の場合は住所記載不要）  
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県西庁舎5階西側  
愛知県農林水産部園芸農産課 農産グループ  
電話 052-954-6420 FAX 052-954-6932

#### (5) 情報公開の取扱い

提出資料に対する行政文書開示請求があった場合は、次のとおり取り扱うものとします。

ア 選定した提出資料は、開示します。

イ 不選定となった提出資料については、提出者の意見を踏まえたうえで県が判断します。

#### (6) その他

ア 関係書類の郵送及び本件に関する説明会は行いません。

イ 応募資格を有さない者の資料提出は受理しません。

ウ 資料の作成・提出に係る費用は応募者の負担とします。なお、提出資料は返却しません。

エ 提出資料に係る個人情報、当事業の目的に限って利用し、厳重に管理します。

オ 採用された企画提案書の著作権は愛知県に帰属するものとします。

カ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は、県と協議のうえ決定します。

### 5 委託先の選定

#### (1) 審査・選定方法

県が設置する審査委員会において審査を行い選定します。

#### (2) 選定基準

企画提案内容及び受託実績をもとに、以下の項目に着目して選定します。

ア 知識の豊富さ（受託実績の数、研究実績の内容など）

イ 分析力（調査目的の理解、考察の的確性など）

ウ 技術力（エタノール製造に関する能力、実績など）

エ 独創性（提案の将来性、先進性など）

オ 事業執行能力（実施体制・スケジュールの現実性など）

カ 地域性（愛知県内での活動実績など）

#### (3) 通知

審査結果については、県から応募者あてに通知します。なお、契約については、通知の後、採用された提案の契約代表者と県が協議したうえで行うものとします。

### 6 委託契約関係

#### (1) 契約形態

選定者と県の間で委託契約（別紙2「契約書(案)」）を締結します。

#### (2) 委託見積限度額

2,572千円以内（消費税込み）

#### (3) 委託契約期間

契約締結日から平成21年2月28日までとします。

#### (4) 委託料の支払等

委託料は、事業完了検査後に支払います。ただし、県が必要と認めた場合は、事業の開始に際して金額の一部を支払い、事業完了検査後に残額を支払います。

## 農林業由来のバイオ燃料用資源調査業務仕様書

### 1 業務内容

バイオエタノール原料として可能性のある農林業由来の未利用バイオマスを本県の中山間・畑・水田地域ごとに調査する。また、未利用バイオマスから試験的にエタノールを製造し、本県におけるバイオエタノールの導入可能性を検討する。

### 2 調査検討項目

#### (1) 市町村別利用可能量の算出

農林業由来の未利用バイオマスについて賦存量や利用状況、エタノール化の適性等を分析し、バイオエタノール原料としての利用可能量を市町村別に算出する。

また、算出結果を基に、本県の中山間・畑・水田地域ごとに代表的な区域と品目を設定する。

#### (2) バイオエタノールの生産コストの試算

代表的な区域と品目について、賦存状況や発生時期などの詳細な状況を地区（おおむね大字単位）別に整理し、区域の現状と事例研究を踏まえたバイオエタノールの生産コストの試算を行う。

#### (3) セルロース系バイオエタノールの試験的製造と課題整理

県内の稲わらや間伐材等のセルロース系原料から、試験的にバイオエタノールを製造し、技術的な課題等について整理する。

なお、環境負荷やコスト面で将来的に有望とされる、前処理に硫酸を用いない製造方法や製造の過程で得られる副産物の活用等について将来的な可能性を検討する。

#### (4) 成果のとりまとめ(1)、(2)、(3)の結果を踏まえ、調査全体の成果をとりまとめる。

### 3 その他

(1) 調査全体の進行管理と調整を行う責任者を配置するものとする。

(2) 製造したバイオエタノールの提出は、本年秋頃を目途とし、詳細については、県と協議し決定する。

(3) 調査の実施に当たっては、県と随時内容を調整するとともに、調査の進捗ごとに結果概要をまとめ（A4版2ページ程度）県に報告するものとする。

### 4 調査報告書の提出

契約期間内に、上記2の調査項目について、調査報告書（書面2部、電子媒体1式）を県に提出する。

調査報告書はA4版、縦置き、横書きで30ページ以上とし、素案段階から県と内容を協議し作成する。また、電子データはマイクロソフトワードで作成し、CD-ROMにて提出する。

別紙 2

契 約 書 ( 案 )

1 調査名

平成 20 年度農林業由来のバイオ燃料用資源調査

2 委託業務内容

別紙 1 「農林業由来のバイオ燃料用資源調査業務仕様書」の定めるところによる。

3 契約金額 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により算出したもので、契約金額に 105 分の 5 を乗じて得た額である。

4 契約期間 平成 20 年 月 日から

平成 21 年 2 月 28 日まで

5 契約保証金

（原則として、契約金額の 100 分の 10 以上）

6 その他特約事項

個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱事務委託基準」に従う。

愛知県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間において、上記調査の委託  
について別添条項により契約を締結する。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管する。

平成 20 年 月 日

甲 所在地 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県

代表者 愛知県知事 神田真秋 印

乙 所在地

名 称

代表者氏名 印

(権利義務の譲渡等)

第1条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項のただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、愛知県財務規則(昭和39年愛知県規則第10号)第64条に基づき、収支等命令者が会計管理者又は出納員に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとする。

(著作権の譲渡等)

第2条 乙は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

5 乙は、成果物(業務を行う上で得られた記録を含む。)が著作物に該当するとしないうにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、公表することができる。

6 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託の禁止)

第3条 乙は、この契約について請負業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第5条 乙及び第3条のただし書きの規定により承認を得た第三者は、この契約の履行に際し知り得た事項を甲の同意なくして他の者に漏らしてはならない。

(監督)

第6条 甲は、必要があるときは立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

(検査)

第7条 甲は、乙から成果物の納入があったときは、10日以内にこれを検査するものとする。

2 検査の方法は甲の任意とし、乙は、その決定に対して異議を申し立てることはできない。

3 検査の結果、不合格のものがあつたときは、乙は、甲の指定する期間内に完全なものを納入しなければならない。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第8条 成果物の所有権は、検査に合格したときに乙から甲に移転し、同時にその成果物は、甲に対し引き渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた成果物についての損害は、すべて乙の負担とする。

(瑕疵担保)

第9条 乙は、成果物の引渡し後1年間故障又は隠れた瑕疵があるときは、無償で修補しなければならない。

2 乙は、甲に対して、前項に規定する故障又は隠れた瑕疵によって生じた損害を賠償しなければならない。

(履行遅延の場合における違約金)

第10条 乙が、成果物納入を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額(1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。)に対し、年14.5パーセントの割合で算出した額とする。

3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(代金の支払)

第11条 甲は、成果物完納後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

2 甲は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づいて年3.7パーセントの割合で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 故意に契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があつたとき。

(3) 甲の行う物件の検査等に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(4) 正当な理由なく期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。

(5) 契約解除の申立てをしたとき。

(6) 所定の日時まで契約保証金を納付しないとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また既納物件があるときは、甲においてこれを調査し、相当代価を乙に支払うものとする。

(談合その他不正行為に係る解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条

の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして、独占禁止法第65条又は第67条の規定による審決（独占禁止法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (4) 乙が、公正取引委員会が乙に独占的状态があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (6) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項により契約を解除した場合に、これを準用する。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

第14条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第4号までのうち、排除措置命令、課徴金の納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第1項第5号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。
- (2) 前条第1項第5号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役

員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第16条 乙は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(愛知県財務規則の準用)

第17条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則の定めるところによる。

(紛争の処理)

第18条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(協議)

第19条 この契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。

別記 個人情報取扱事務委託基準

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは甲の承認を得るものとする。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等(電磁的記録を含む。以下同じ。)を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(第三者等からの回収)

第9 乙が、個人情報が記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲の承諾を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

(事故の場合の措置)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置(個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。)を指示することができる。